

外国銀行に対する規制の見直し

米国支店に対する流動性規制の強化が今後の焦点

金融調査部主任研究員

藏原千咲

03-3591-1348

chisaki.kurahara@mizuho-ri.co.jp

- 2019年4月、米国当局は外国銀行に対する厳格な健全性規制の見直しを提案。
- 基本的には、2018年10月に公表された米銀に対するリスクに応じた規制の見直し案と同様、個別銀行のリスクに応じて規制を見直す方向性となっている。ただし、外国銀行特有のリスクに対応するため、外国銀行の中間持株会社に対する流動性規制の強化についても提案されている。
- さらに、流動性規制の適用範囲を米国支店や米国代理店まで拡大することも見据え、その是非や適用方法についても意見を募集している。こうした流動性規制の強化が実現した場合には、一部の邦銀も対応を迫られる可能性があり、今後の米国当局の動向を注視する必要がある。

1. FBO 規制見直しの経緯

2019年4月、米国当局は外国銀行に対する厳格な健全性規制（以下、FBO規制）の見直し案（以下、本見直し案）を公表した。本見直し案が実現すれば、米銀同様、外国銀行についても個別銀行のリスクに応じた規制の適用の調整が行われることとなる。

FBO規制は2016年に導入されており¹、一定の資産を有する外国銀行に対し、流動性の確保や適切なリスク管理体制の構築等を求めるものである。また、一定の米国非支店資産を有する外国銀行に対しては、中間持株会社（Intermediate Holding Company: IHC。以下、米国IHC）の設立を義務付け、自己資本比率やストレステストの実施といった大規模な米銀と同等の規制の遵守を求めている。

トランプ政権発足以降、金融規制の見直しに向けた様々な取り組みが推し進められてきた。2018年5月には、ドッド・フランク法を緩和する法律として「経済成長・規制緩和・消費者保護法（Economic Growth, Regulatory Relief, and Consumer Protection Act: EGRRCPA, S. 2155）」が成立し、同年10月には、EGRRCPAに一部基づくかたちで、連結総資産1,000億ドル以上の米銀に対するリスクに応じた規制の見直し（以下、米銀規制見直し案）が提案された²。これにより、相対的に小規模かつ複雑ではない米銀に対する規制が緩和される見通しとなっている。

一方、米銀規制見直し案では、FBO規制についてもリスクに応じた規制へと見直しを行う方針が示されており、米国で業務を展開する外国銀行の間では、米国当局の動向に注目が集まっていた。

2. 米国金融システムに対するリスクに応じた規制の見直し

（1）外国銀行等への流動性規制、米国 IHC への資本規制それぞれについてカテゴリーを設定

本見直し案は、外国銀行の米国金融システムに対するリスクに応じて規制の適用を調整する内容と

なっており、基本的には米銀規制見直し案と同様のアプローチを採用している。これによって米国当局は、米銀と外国銀行のレベル・プレイング・フィールドの実現を企図している。

具体的な見直し内容としては、①主要な FBO 規制の対象となる外国銀行のグローバル連結総資産の閾値の引き上げ（500 億ドル→1,000 億ドル）、②米銀規制見直し案と同様、リスク要素（資産規模や国際業務の資産・負債規模、ノンバンク資産等）を考慮したカテゴリーの設定（図表 1、図表 3）、③当該カテゴリーに基づく資本規制や流動性規制等の適用の調整（図表 2、図表 4）が挙げられる。

カテゴリーは、①外国銀行や米国 IHC に対する流動性規制等、②米国 IHC に対する資本規制、それぞれに対して設定されており、前者は外国銀行の米国支店や米国代理店（以下、米国支店等）・現地法人を含む米国業務全体（以下、米国拠点）のリスク要素が、後者は米国 IHC 連結のリスク要素が考慮されることとなる。米国当局によると、判定の結果、両者が異なるカテゴリーに分類されることもあり得るとされている。例えば、米国拠点総資産が 4,000 億ドル（うち米国拠点の国際業務の資産・負債の合計額は 800 億ドル）かつ米国 IHC 総資産が 2,600 億ドル（うち米国 IHC の国際業務の資産・負債の合計額は 450 億ドル）という外国銀行を想定する。この場合、流動性規制等はカテゴリー II へ、一方で資本規制はカテゴリー III へ分類されることとなる。

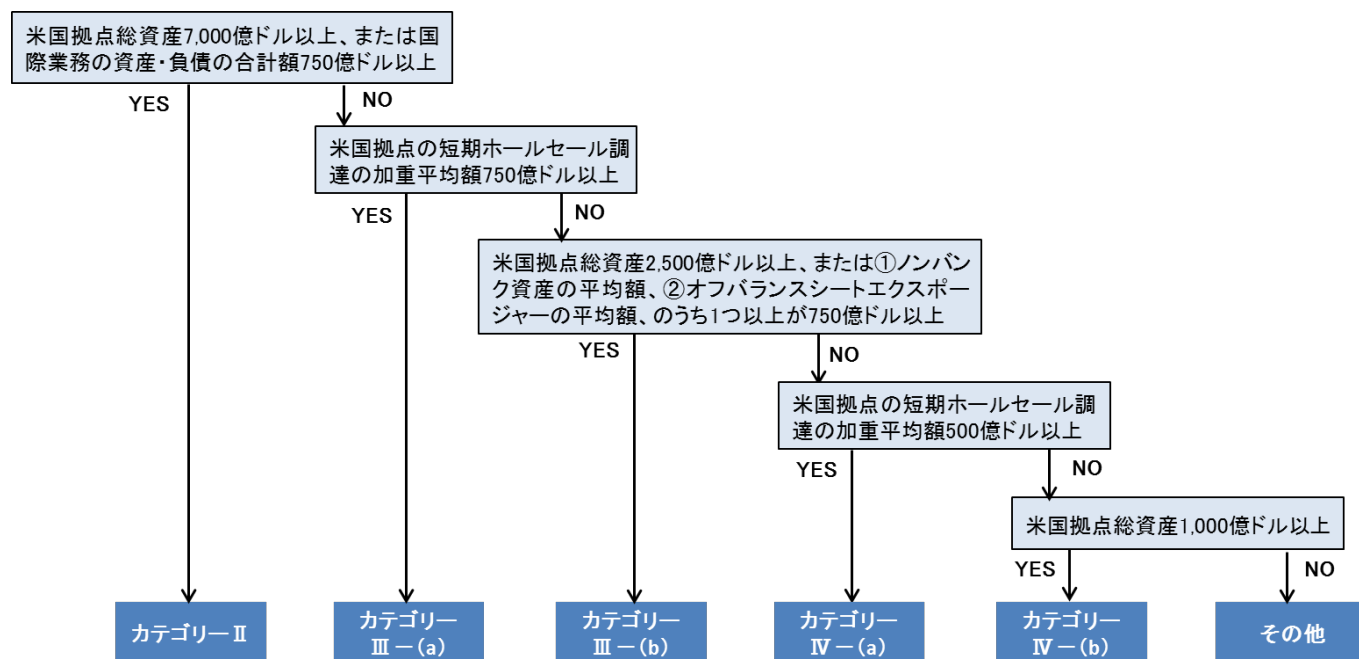
なお、本見直し案では米国 IHC の設置を義務付ける閾値は変更されておらず、引き続き米国非支店資産 500 億ドル以上の外国銀行が対象となる。

（２）外国銀行特有のリスクを考慮

本見直し案の策定にあたっては、外国銀行の特性を踏まえた対応が講じられている。

まず、クロスボーダーでの相互関連性の高さである。外国銀行は、グローバルに業務を展開してい

図表 1 外国銀行や米国 IHC に対する流動性規制等の適用に係るカテゴリー（米国拠点基準）



(注 1) カテゴリー I には、米国 G-SIBs が該当。

(注 2) ノンバンク資産とは、ノンバンク米国子会社（米国 IHC を含む）の資産と非連結子会社に対するエクイティ投資額の合計額。

(注 3) 本文書では説明の便宜上、カテゴリー III・IV について (a)・(b) といった小区分を設けているが、米国当局の資料では、こうした小区分は設けられていない。

(出所) みずほ総合研究所作成

るが、これに伴い米国拠点と米国外グループ企業との間で相応のボリュームの取引が定期的に行われている、と米国当局は指摘している。こうした外国銀行におけるクロスボーダーでの相互関連性の高さや業務の複雑性、リスクの多様性に対応するため、本見直し案ではカテゴリーの分類に用いるリスク要素の1つである国際業務の資産・負債規模の算定にあたり、米国外グループ企業との取引を含めることが提案されている³（ただし、米国外グループ企業への負債や金融担保により保全された米国外グループ企業向け債権は除く⁴）。

次に、資金調達構造の脆弱性である。米国当局によると、米国拠点総資産1,000億ドル以上の外国銀行全体で見た場合、短期ホールセール調達の加重平均額は米国拠点総資産の約30%に及ぶとされている。このように、短期ホールセール市場に過度に依存した資金調達構造は、ストレス時に流動資産の「fire sale（投げ売り）」を引き起こしかねず、その結果として外国銀行の財務状況が悪化し米国の金融安定性にも悪影響を及ぼす、と米国当局は指摘している。

こうした外国銀行特有のリスクに対応するため、本見直し案では、流動性規制を米銀よりも厳格に適用することが提案されている。具体的には、カテゴリーⅡ・Ⅲ・Ⅳー(a)に分類される外国銀行が米国IHCを設置している場合には、当該米国IHCに対し、米国LCR（Liquidity Coverage Ratio：流動性カバレッジ比率）や米国NSFR（Net Stable Funding Ratio：安定調達比率）（案）を適用することが提案されている。従来、米国LCR・米国NSFR（案）の対象は預金を取り扱う銀行等を傘下に有する米国IHCに限定されていたが、今回の見直しにより、上記カテゴリーに分類される外国銀行の全ての米国IHCが対象となる。

さらに、①カテゴリーⅢに分類される外国銀行の米国IHCのうち短期ホールセール調達の加重平均

図表2 外国銀行や米国IHCに対する流動性規制等の適用方針

カテゴリー	流動性規制					リスク管理		与信集中制限(注6) (米国IHCに適用)
	米国LCR(注1,2) (米国IHCに適用)	米国NSFR(案)(注1) (米国IHCに適用)	流動性 ストレステスト (注3)	流動性バッファー	流動性リスク管理	米国リスク委員会 (注4)	米国CRO(注1,5)	
Ⅱ	○	○	○	○	○	○	○	○
Ⅲ	(a)	○	○	○	○	○	○	○
	(b)	△ (70~85%)						
Ⅳ	(a)	△ (70~85%)	△ (四半期に1回)	○	△ (緩和された 要件が適用)	○	○	×
	(b)	×						

(注1) LCR：流動性カバレッジ比率、NSFR：安定調達比率、CRO：最高リスク責任者。詳細については、藏原千咲（2018）「国際的な金融規制改革の動向（13訂版）」（みずほ総合研究所『緊急レポート』）を参照。

(注2) カテゴリーⅡ・Ⅲに分類される外国銀行は日次ベースで、カテゴリーⅣー(a)に分類される外国銀行は月次ベースで遵守する必要。

(注3) 実施頻度は原則1カ月に1回。なお、カテゴリー外の外国銀行であっても、グローバル連結総資産2,500億ドル以上の場合には、母国の流動性ストレステストを実施する必要。

(注4) カテゴリー外の外国銀行であっても、グローバル連結総資産500億ドル以上の場合には適用。

(注5) カテゴリー外の外国銀行であっても、グローバル連結総資産1,000億ドル以上かつ米国拠点資産500億ドル以上の場合には適用。

(注6) カテゴリーⅡ・Ⅲに分類される外国銀行は、バーゼル基準に合致した母国規制をグローバル連結ベースで遵守する必要。また、カテゴリーⅣに分類される外国銀行とカテゴリー外の外国銀行については、グローバル連結総資産2,500億ドル以上の場合のみ、同じく母国規制の遵守が求められる。

(出所) みずほ総合研究所作成

額が750億ドル以上（カテゴリーⅢ－（a））の場合には、カテゴリーⅡと同等の米国LCR・米国NSFR（案）を適用すること、②カテゴリーⅣに分類される外国銀行の米国IHCのうち短期ホールセール調達加重平均額が500億ドル以上（カテゴリーⅣ－（a））の場合には、所要水準を70～85%に緩和したうえで米国LCR・米国NSFR（案）を適用することが提案されている⁵。

3. 今後の見通し

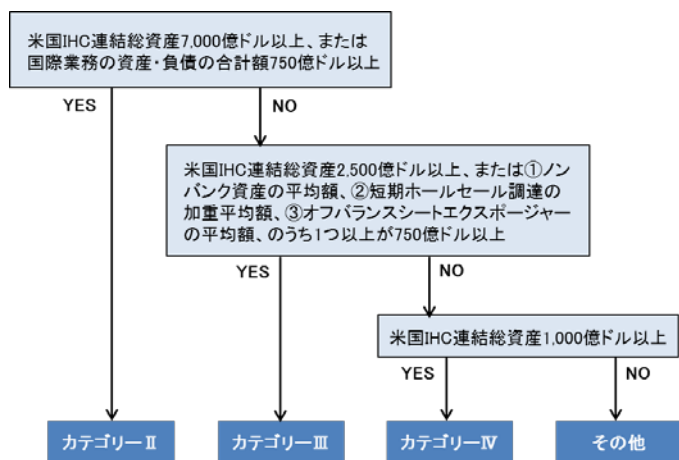
（1）規制緩和と規制強化の両面が存在

本見直し案が実現した場合、米国金融システムに対するリスクが相対的に小さい外国銀行や米国IHCのコンプライアンスコストは総じて減少することが想定される。例えば、資本規制については、①カテゴリーⅢに分類される米国IHCの自社ストレステストの実施頻度（半期に1回→2年に1回）、②カテゴリーⅣに分類される米国IHCにおける自社ストレステストおよび当局ストレステストの実施頻度（それぞれ、半期に1回→撤廃、1年に1回→2年に1回）、といった面で緩和が図られており、外国銀行の負担軽減につながるが見込まれる。また、所要自己資本額についても、カテゴリーⅢに分類される米国IHCのAOCI（その他の包括利益累計額）の反映が免除されることにより、若干引き下がると試算されている。

一方、流動性規制に関しては、カテゴリーⅣに分類される外国銀行の流動性ストレステストの実施頻度が緩和（1カ月に1回→四半期に1回）されるものの、前述のとおり米国LCRや米国NSFR（案）の適用対象が拡大されることによって負担の増加も見込まれる。実際、米国当局は、米国IHCが確保すべき流動性は0.5～4%増加すると試算しており、報道によれば、一部の欧銀が影響を受ける模様だ⁶。

なお、米国当局は本見直し案において、2018年第3四半期のデータをもとに、流動性規制等の対象となる外国銀行がどのカテゴリーに分類されるかを示している（図表5）。邦銀については、三菱UFJフィナンシャル・グループとみずほフィナンシャルグループがカテゴリーⅡまたはⅢに、また三井住友フ

図表3 米国IHCに対する資本規制の適用に係るカテゴリー（米国IHC基準）



（注1）カテゴリーⅠには、米国G-SIBsが該当。
（注2）ノンバンク資産とは、ノンバンク子会社へのエクイティ投資額。
（出所）みずほ総合研究所作成

図表4 米国IHCに対する資本規制の適用方針

カテゴリー	自己資本比率			レバレッジ比率			ストレステスト(注1)		
	リスクベース自己資本比率	AOCI(注2)の反映	CCyB(注2)	米国独自	SLR(注2)	CCAR(注2)	DFAST(注2)		資本計画
							当局テスト	自社テスト	
Ⅱ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Ⅲ	○	×	○	○	○	○	○	△(注3)	○
Ⅳ	○	×	×	○	×	△(注3)	△(注3)	×	○

（注1）実施頻度は1年に1回。
（注2）AOCI：その他の包括利益累計額、CCyB：カウンターシクリカルバッファー、SLR：追加的レバレッジ比率（バーゼルⅢに準拠したレバレッジ比率）、CCAR：包括的資本分析・審査、DFAST：ドッド・フランク法上のストレステスト。詳細については、蔵原千咲（2018）「国際的な金融規制改革の動向（13訂版）」（みずほ総合研究所『緊急リポート』）を参照。
（注3）実施頻度は2年に1回。
（出所）みずほ総合研究所作成

インシャルグループがカテゴリーⅣに分類される見通しだ。

(2) 流動性規制の適用範囲が米国支店等まで拡大される可能性

前述のとおり、米国当局は外国銀行における資金調達構造の脆弱性を強く懸念している。本見直し案が実現すれば、米国 IHC を中心に対応が図られ、外国銀行の流動性リスクは一定程度低下するだろう。しかしながら、米国当局は米国支店等における流動性の脆弱性は引き続き残存する、と指摘しており、こうした脆弱性は外国銀行の米国拠点全体、ひいては米国金融システムに対する重大なリスクとなり得る、との考えを示している。

外国銀行は、グローバルなビジネス展開に必要なドル資金を、主に米国拠点を通じて調達している。一方でその米国支店は、安定的な調達源であるリテール預金の受け入れを制限されており、資金調達手段は限定的となっている。こうした外国銀行特有の事情から、米国支店等における短期ホールセール調達額は拡大する傾向にあった。そこで本見直し案では、米国支店等に対する流動性規制の強化の是非について意見を募集している。また、適用する際の手法として、①米国 LCR をベースとした手法（米国支店等に対して米国 LCR を適用）、②米国支店等において総資産に対する適格流動資産の所要水準を設定する

手法、を提示し、これらについても意見を募集している。

仮に、こうした形で米国支店等に対する流動性規制が強化されることになれば、一部の邦銀は新たに対応を求められる可能性があり、今後の米国当局の動向には十分注意を払う必要がある。

図表 5 外国銀行や米国 IHC に対する流動性規制等に係るカテゴリー分類

カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ	カテゴリーⅢ	カテゴリーⅣ
— (米国G-SIBs)	Barclays Credit Suisse Deutsche Bank みずほフィナンシャルグループ 三菱UFJフィナンシャル・グループ Toronto-Dominion	HSBC Royal Bank of Canada UBS	Banco Santander Bank of Montreal BBVA BNP Paribas BPCE Societe Generale 三井住友フィナンシャルグループ

(注 1) 2018 年第 3 四半期のデータをもとに分類。

(注 2) Barclays、Credit Suisse、Deutsche Bank、みずほフィナンシャルグループ、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、Toronto-Dominion については、分類の際に用いられるデータの一部（国際業務の資産・負債に係るデータ）が不足しており、カテゴリーⅡ・Ⅲのどちらに分類されるか不明であるとされている。

(出所) みずほ総合研究所作成

- 1 既存の FBO 規制の詳細については、佐原雄次郎（2014）「米国が導入する外国銀行規制」（みずほ総合研究所『みずほインサイト』）を参照。
- 2 EGRRCPA や米銀に対する規制の見直しの詳細については、藏原千咲（2019）「リスクに応じた銀行規制の見直し」（みずほ総合研究所『みずほインサイト』）を参照。
- 3 米銀規制見直し案では、国際業務の資産・負債規模の算定に際し、原則第三者との取引のみが対象とされている。
- 4 グループ企業からの短期調達は、短期ホールセール調達の加重平均額に算入される。
- 5 米銀規制見直し案では、カテゴリーⅣに分類される米銀は米国 LCR と米国 NSFR（案）の対象外とされていたが、本見直し案の策定に伴い、カテゴリーⅣに分類される米銀のうち、預金を取り扱う銀行等を傘下に有し、短期ホールセール調達の加重平均額が 500 億ドル以上の場合には、米国 LCR・米国 NSFR（案）の対象とし、その所要水準を 70～85% とすることが提案されている。
- 6 Financial Times 記事「Fed cuts red tape but toughens liquidity rules for foreign banks」（2019 年 4 月 9 日）。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。